

生涯学習・社会教育に関するデータ集

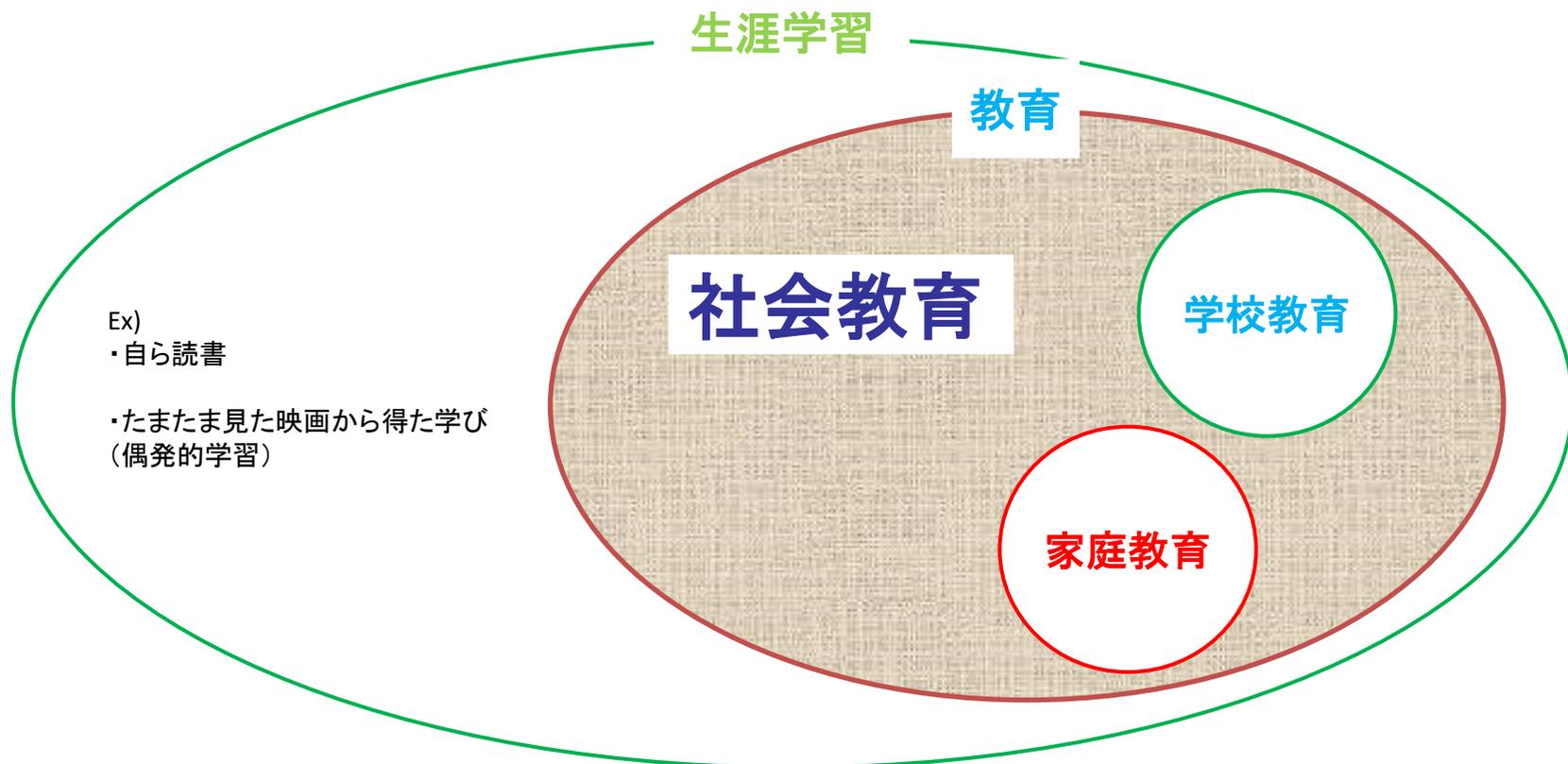
目次

◆社会教育行政の推進	2
◆公民館・図書館	6
◆社会教育調査の分析(生涯学習センター、公民館関係)	28
◆社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材	40
◆民間資格(生涯学習インストラクター、コーディネーター)	59
◆コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	67
◆地域コミュニティに着目した他省庁の施策	87
(1)厚生労働省 (2)総務省 (3)農林水産省	

社会教育行政の推進

生涯学習と社会教育

【概念】



(参考)社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)(抄)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

社会教育関係職員について

○ 社会教育主事

- ・都道府県・市町村の教育委員会事務局に置く専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）
※必置（人口1万人未満の町村を除く）だが、市町村の配置率は46.6%にとどまる（H30社会教育調査）
- ・主な職務は、社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導（社会教育法第9条の3第1項）
- ・なお、令和2年度以降に社会教育主事講習を修了した方、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した方は社会教育主事としての発令が無くとも「社会教育士」と称することができる。

○ 司書

- ・図書館に置かれる専門的職員（図書館法第4条第1項）
- ・主な職務は、図書館の専門的事務への従事（図書館法第4条第2項）

○ 学芸員

- ・博物館に置く専門的職員（博物館法第4条第3項）
- ・主な職務は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどること（博物館法第4条第4項）

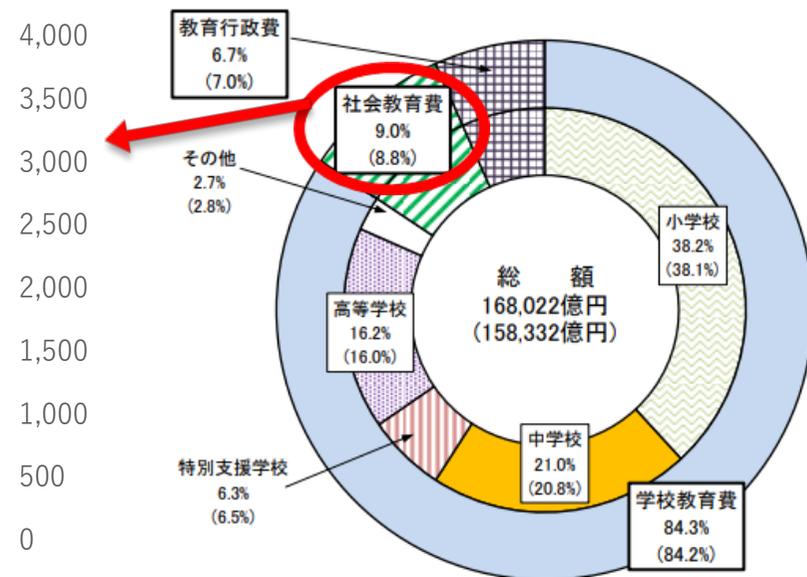
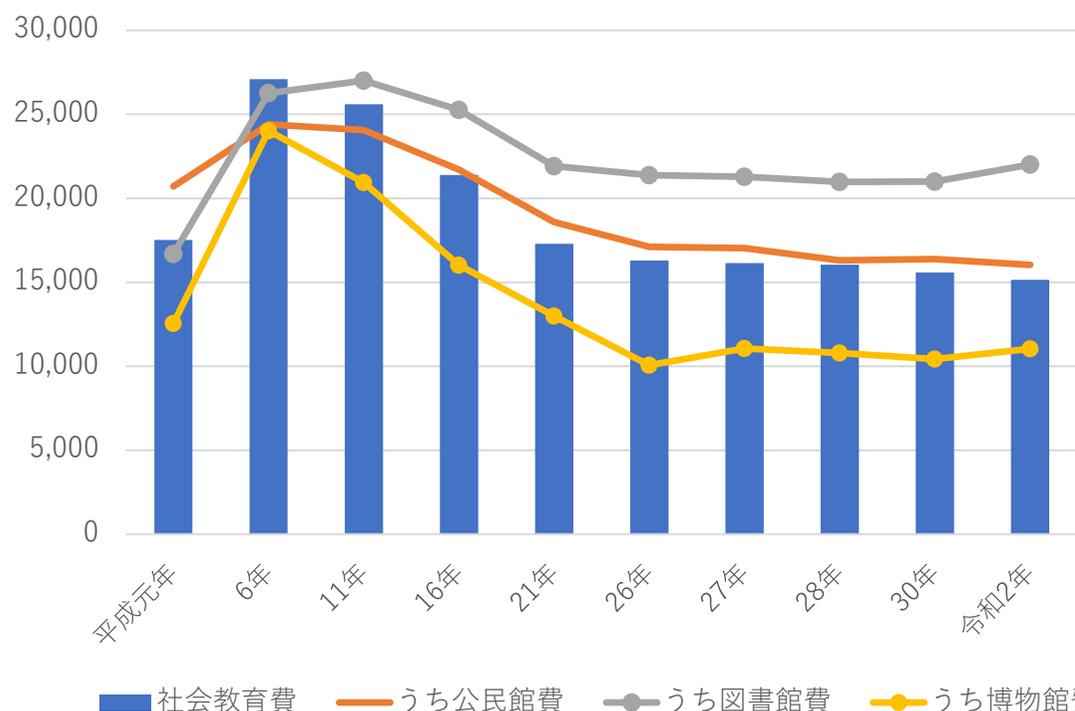
○ 社会教育委員

- ・都道府県・市町村に置くことができる非常勤の委員（社会教育法第15条第1項）
- ・教育委員会が委嘱。委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。
委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準(*)を参酌するものとする。（社会教育法第18条。第3次一括法により改正）
(*)社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成26年4月1日施行)
- ・主な職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見（社会教育法第17条第1項）

○ 公民館主事

- ・公民館に置くことができるとされる職員（社会教育法第27条第1項）
- ・主な職務は、公民館の事業の実施（社会教育法第27条第3項）

社会教育費の推移とその内訳



※ 1 令和2会計年度
 2 ()内は債務償還費を控除した数値
 3 「その他」は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

単位：億円

	平成6年	11年	16年	21年	26年	27年	28年	30年	令和元年	2年
社会教育費	27,103	25,609	21,383	17,291	16,298	16,141	16,046	15,267	15,591	15,144
うち公民館費	3,253	3,209	2,893	2,477	2,282	2,271	2,175	2,185	2,100	2,139
うち図書館費	3,502	3,601	3,368	2,922	2,850	2,837	2,797	2,799	2,892	2,934
うち博物館費	3,203	2,792	2,136	1,732	1,342	1,475	1,439	1,389	1,474	1,472

(出典) 地方教育費調査報告書

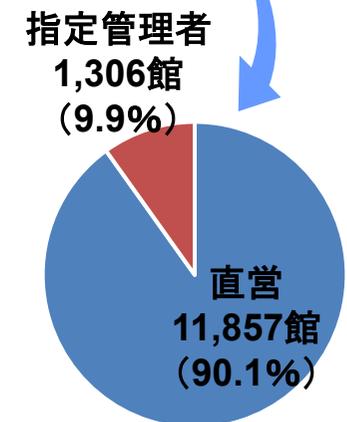
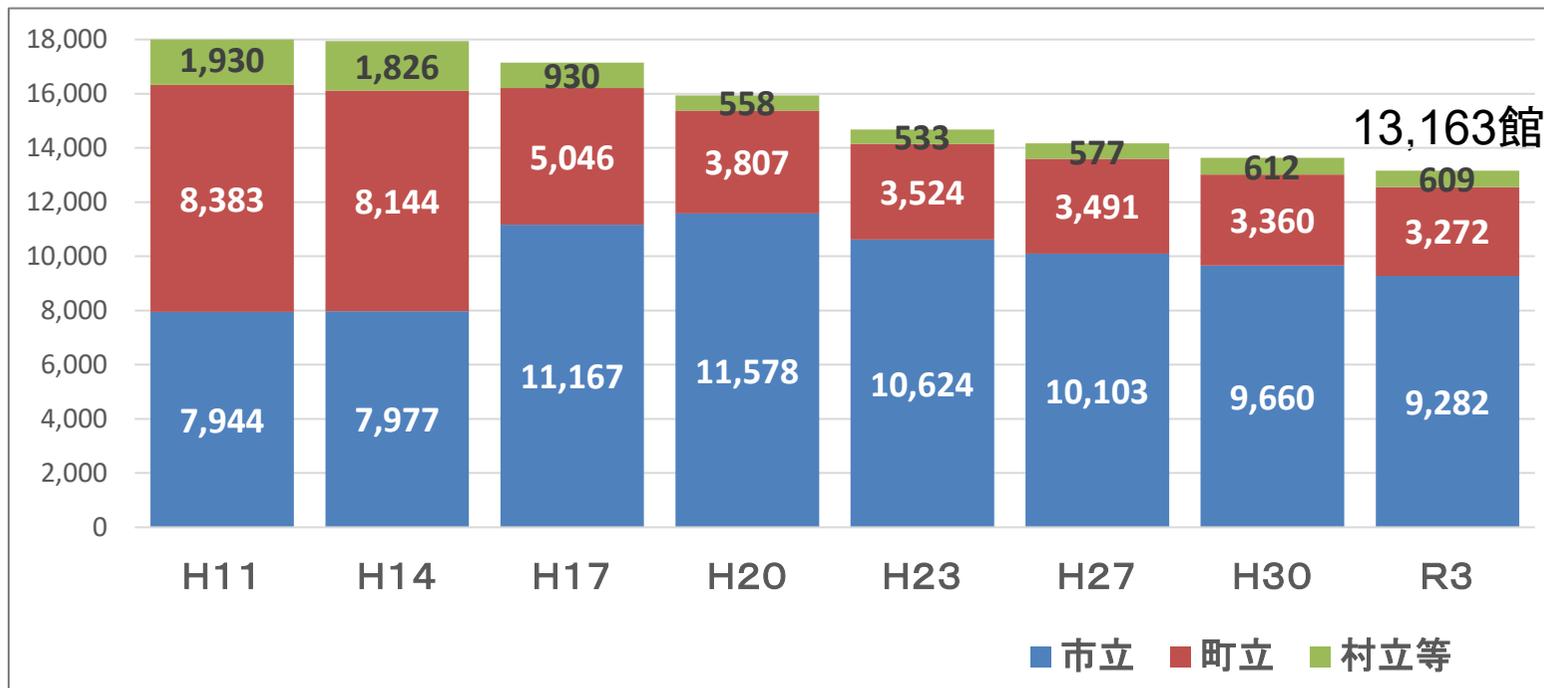
※令和2会計年度については、令和3年度地方教育費調査(令和2会計年度)の中間報告による。

公民館・図書館

公民館数の推移

公民館数は年々減少し、令和3年度には、**約13,200館**となっている。

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
合計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163
市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	-
うち公民館設置 市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	-
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	-



出典：社会教育調査 ※R3は中間報告の結果

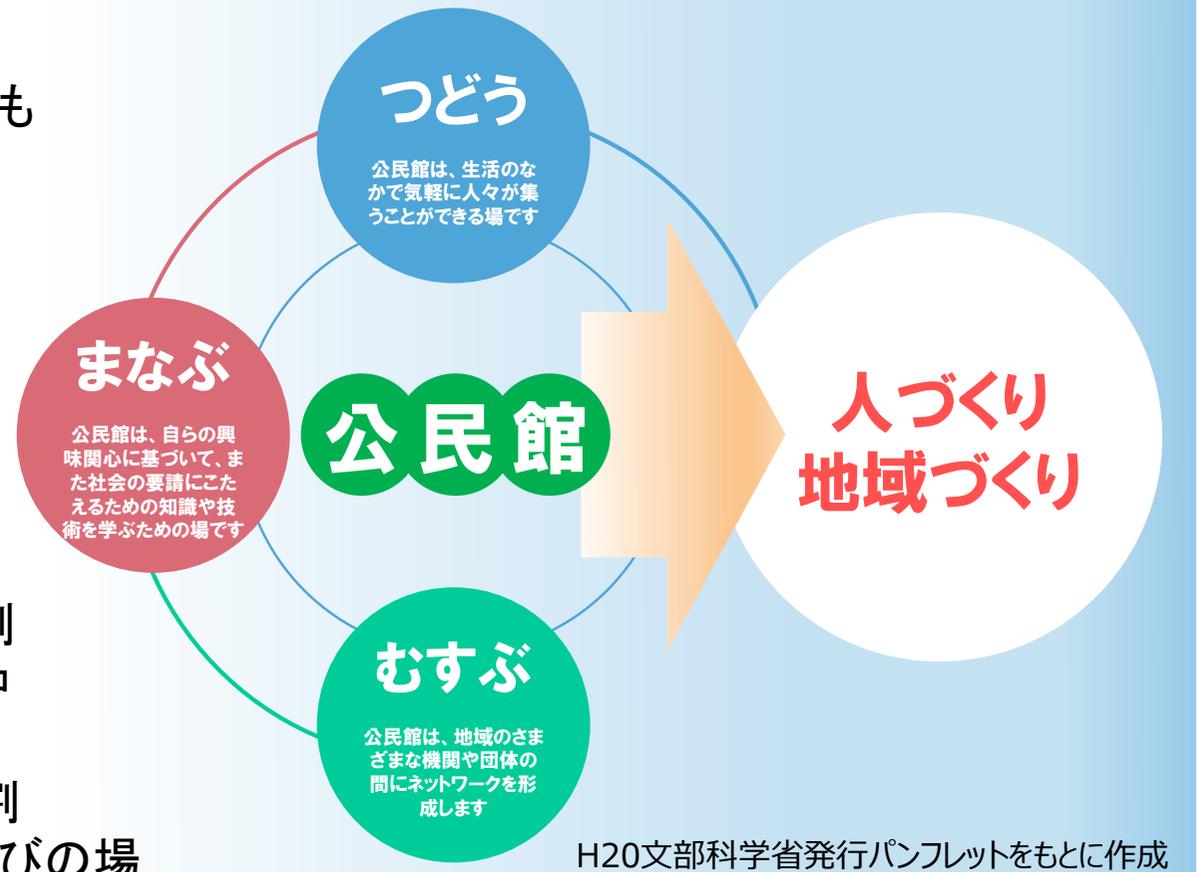
公民館の現状・求められる役割

○ 公民館の現状

- ・ 減少傾向にある館数
- ・ 主催事業減少
- ・ 利用者の固定化が見受けられるところも

○ 求められる/期待される役割

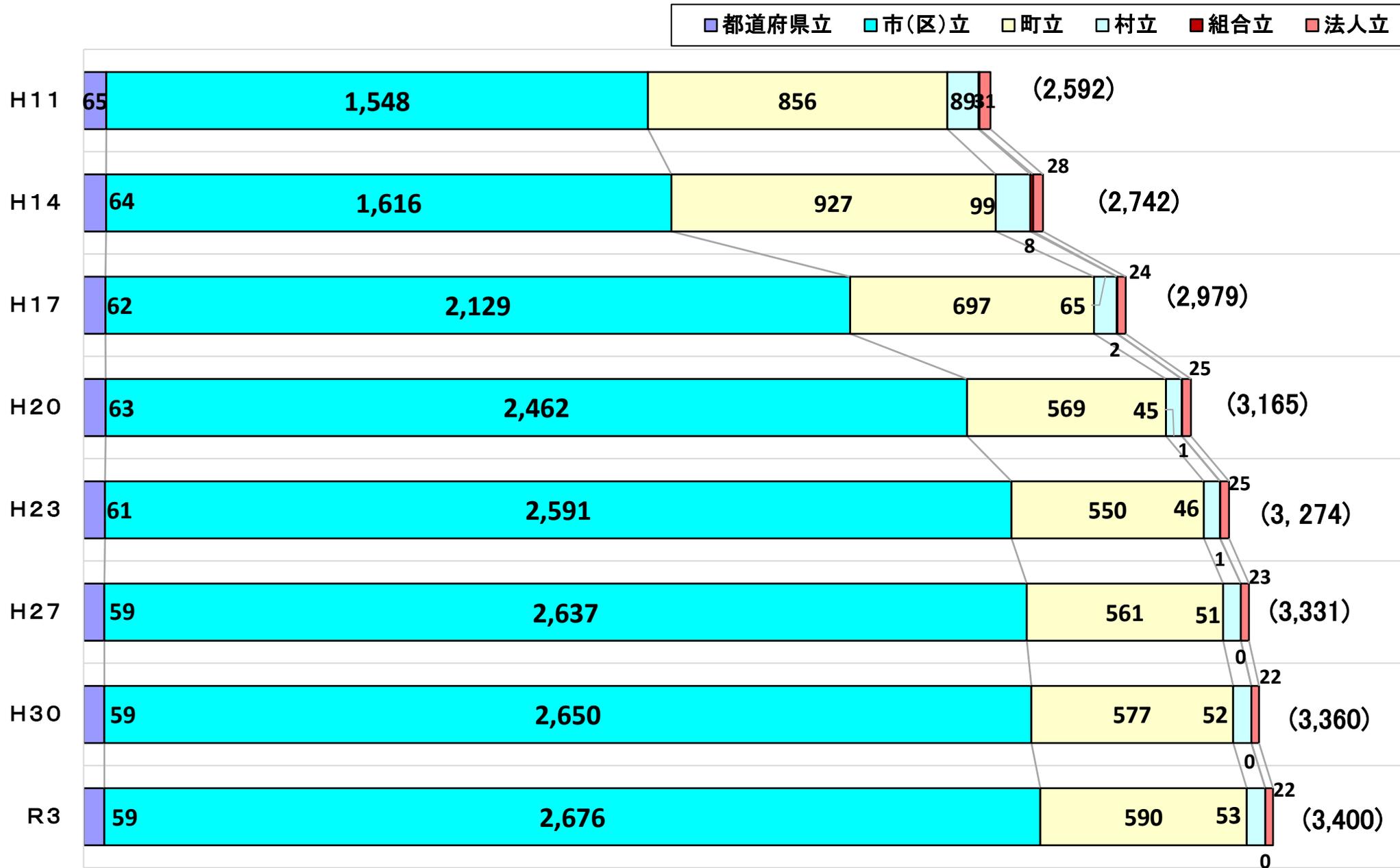
- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・ 地域の防災拠点としての役割
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場



- ・ これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月)より

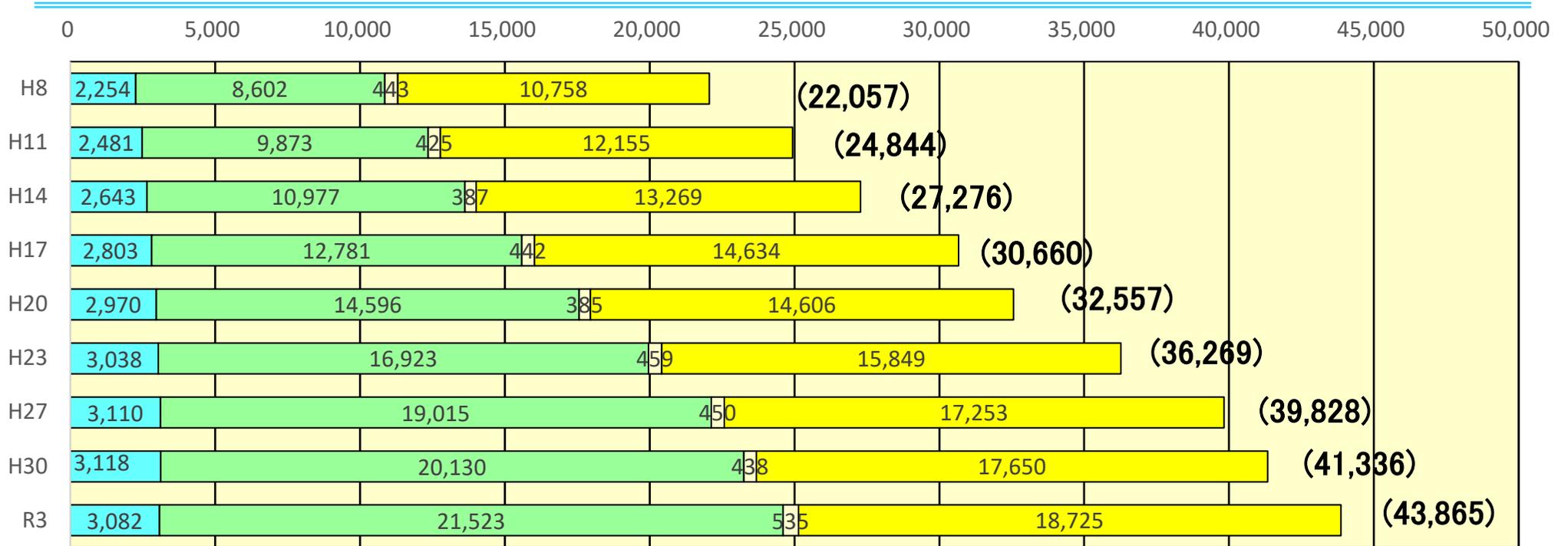
図書館数の推移



出典：社会教育調査報告書

※平成20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む
 ※ R3は中間報告の結果

職員数の推移



○図書館職員数の推移

■ 館長・分館長 ■ 司書 ■ 司書補 ■ その他の職員

単位：人

	H 8	H 1 1	H 1 4	H 1 7	H 2 0	H 2 3	H 2 7	H 3 0	R 3
館長・分館長	2,254	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118	3,082
司 書	8,602	9,783	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130	21,523
司書補	443	425	387	442	385	459	450	438	535
その他の職員	10,758	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650	18,725
合 計	22,057	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336	43,865

出典：社会教育調査報告書

※ R3は中間報告の結果

社会的包摂への寄与

-国立市における障害者と健常者の交流に係る取組事例-

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

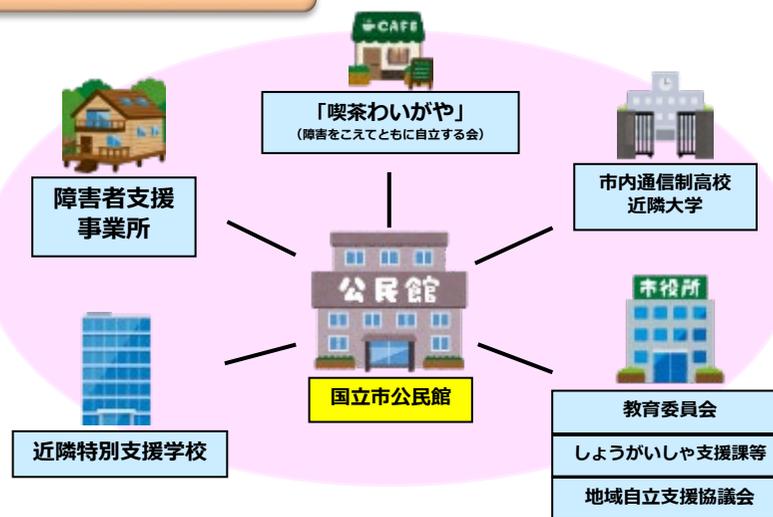


公民館内の「喫茶わいがや」

交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築。
- 「青年講座」の一つ、「パラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者や、「わいがや」に関わるボランティア、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ボッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シッティングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施、多様な参加者が集う社会的包摂を目指した実践を展開。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者も健常者もともにコート設営等の準備段階から取組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、参加者全員がパラスポーツを楽しめるよう配慮される。講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。自主的な活動も支援。

実施体制



シッティングバレー講座



ボッチャ講座

取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。継続的な取組に展開。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を実体化。

地域コミュニティの維持・活性化への貢献 -社会教育の学習成果をまちづくりにつなげている事例-

<泉川地域の課題>

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館(愛媛県)



泉川まちづくり協議会

- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。



学習と実践を繋ぐ

○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



人づくり+地域づくり

○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



公民館等社会教育施設のデジタル活用に関する直近の方針・計画

経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）

第4章 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 1.（1）④ 魅力的な地域をつくる【地域コミュニティ機能の維持・強化】

公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

第3章 1.（6）① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

(d) 社会教育を基盤とした地域活性化

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】1.(6)③(C)、
- ・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】1.(6)③(C)、4.(2)(b)

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）

第2 4. 「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

⑨ デジタル時代の子どもについても、経済的な事情のある子どもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図る

第4 1. ④ 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

また、経済的格差等によって子ども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

第6 2.（2）② ウ デジタル社会を見据えた教育

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

公民館等社会教育施設のWi-Fi整備状況

社会教育施設の課題

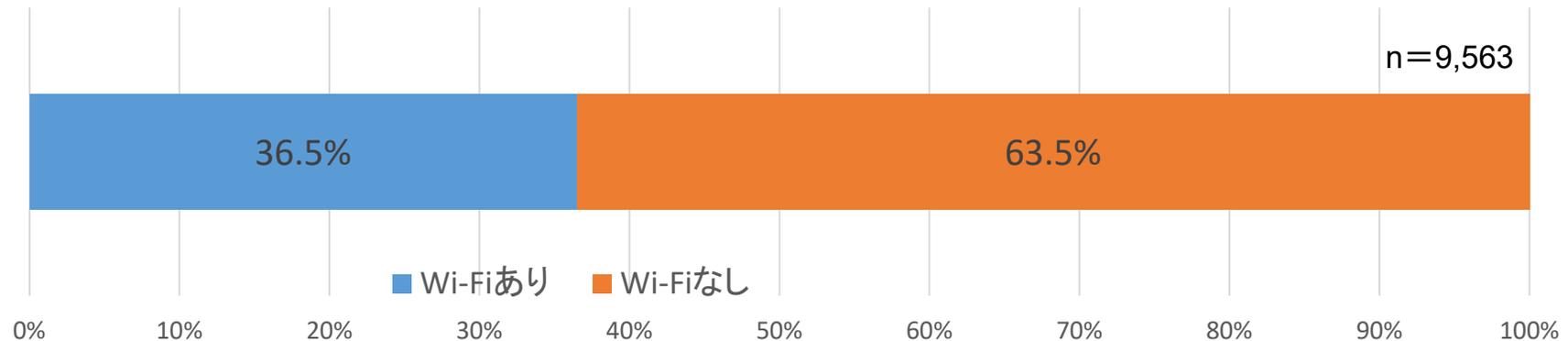
(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

- ・ パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- ・ 新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人のつながりを大きく広げる可能性がある。

来館者の利用できるWi-Fiの有無（公民館）

公民館におけるデジタル活用状況等に係るアンケート調査結果

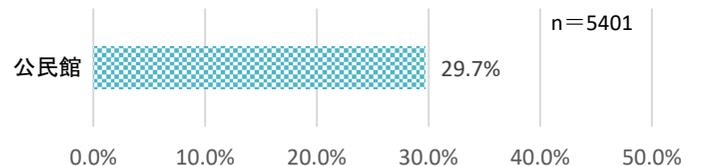
- ・ 期 間 : 令和4年6月14日～7月12日（基準日:令和4年4月1日）
- ・ 対 象 者 : 全市区町村
- ・ 回 答 数 : 1,264自治体(公民館数:9,563館) ※回答率72.7%



・ 来館者が利用できるWi-Fiがある公民館は、回答した市町村全体の36.5%の公民館に留まっている。3年前に全国公民館連合会が行った調査と比較すると6.8ポイント増加している。

(参考)

- 無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可)
[平成31年1月時点]



※全国公民館実態調査(全国公民館連合会)

- 図書館におけるWi-Fiの導入状況(令和3年6～8月現在)

- ・ 利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある 60.6%
- ・ 有料のWi-Fiサービスを案内している 0.5%
- ・ Wi-Fiサービスは特に案内していない 26.2%
- ・ その他(記載) 13.4%

※「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2022」(電子出版制作・流通協議会)

広島県 福山市 「公共施設のスマート化」

市内の公民館等に、スマートロック、フリーWi-Fi、インターネットPCを追加配備し、住民にとって最も身近な公共施設である公民館等をスマート化し、地域住民の利便性向上、デジタルリテラシーの向上を目指す。

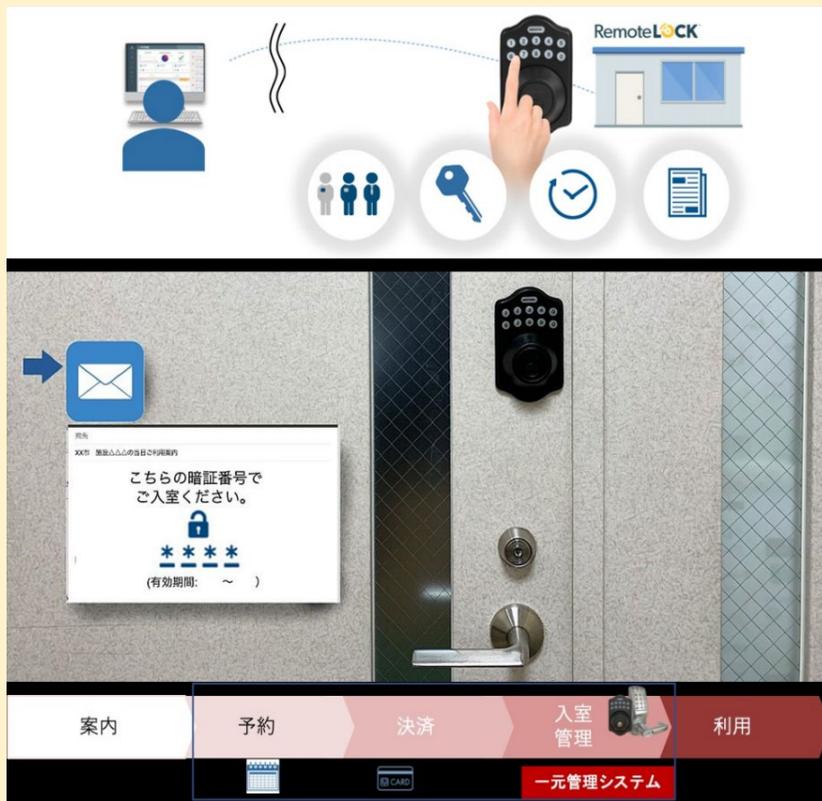
フリーWi-Fi等 整備

- 公民館等にフリーWi-Fiを整備し、利用者の利便性向上につなげる。また、フリーWi-Fiのパスワード一括管理が可能な管理ネットワークを構築し、より強固なセキュリティ環境を整える。
- 全館に1台ずつインターネットパソコンを追加整備し、業務におけるデジタル技術の活用を促進する。

オンライン予約・ スマートロック

- オンラインでの貸室予約を可能とするとともに、利用者に1回限り・時間限定のパスワードを通知する「スマートロック」を導入することで公民館等の利用時に必要な、鍵の受け渡しを不要とする。

<オンライン予約・スマートロック利用イメージ>



- ✓ 公民館等に従来の物理的な鍵方式に加え、パスワード方式のスマートロック機器を設置する。
- ↓
- ✓ 利用者は、オンラインで貸室を予約するとともに、パスワードをメール等で事前に受け取り、公民館等に設置されたスマートロック機器にパスワードを入力し解錠。
- ↓
- ✓ 鍵の受け渡しが不要となり、窓口での対応負荷が軽減される。
- ↓
- ✓ 仕事をしており、鍵の受け渡しが困難な世代も、休暇等を取得して鍵を受け取りに行く必要がなくなるため、時間的制約から解放され、様々な年代が、より気軽に公民館等を利用することが可能となる。

寿都町デジタル寺子屋「公民館ICT活用」(北海道 寿都町総合文化センター)

～ 公民館のICT (Wi-Fi) を活用した子どもの放課後等学習支援 ～



背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。

様々な場面でのICT機器の活用は、これからの子どもたちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのwi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。

Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。

学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。

児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



Wi-Fi環境整備の効果

社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てることができた。児童が一人1台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う。



学童保育でのAIドリルの活用

放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつないだ講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫してお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があったら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。



放課後子供教室での講師の説明

「デジタル・ディバイド解消」に向けた取組 (千葉県船橋市)

現状・背景

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い（公民館職員の実感として）
 - スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い（利用者アンケート結果から）
 - 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進
- ⇒**個人の要望（住民の主体的な学習ニーズ）と社会的要請（地域で解決していくべき課題）に対応する取組が必要**

事業実施体制



事業実施のポイント

- ①民間企業との連携
 - ②EBPMの視点
 - ③各取組の一体的推進
 - ④持続可能な仕組み作り
 - ⑤スモールステップ（できることから少しずつ）
- 

事業の概要

デジタル・ディバイド対策講座 (R3~)

携帯電話事業者等と連携して市内の**全公民館（26館）で140回以上の体験講座を実施**

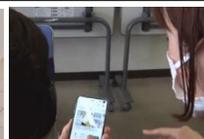


〔具体的な講座内容〕

- スマートフォンやタブレットの操作方法
- LINE、ZOOM等のコミュニケーションツールの使い方
- ネットショッピング、キャッシュレス決済の方法

公民館スマホコンシェルジュサービス (R3~)

公民館利用者からのスマホに関する質問に対応して公民館職員がサポート



市民スマホコンシェルジュ養成講座 (R4~)

デジタル・ディバイド解消のための**地域ICT人材を養成**
スマホに関する**市民の悩みを市民がサポート**

修了者にはボランティア講師としての活動が期待される



目指す姿

事業目標

市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり利便性のあるサービスを活用できるようにする

事業評価

「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする（船橋市公民館利用者アンケート）

船橋市の目指す社会像

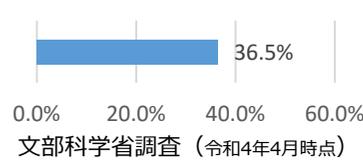
生涯をとおして自分らしく学び続け学びの成果を活かすことができる社会の実現
【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の基本理念】

背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、**社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化**している。(例えば、公民館のWi-Fi整備率は、約3割 ※図)

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を加速させる必要がある。また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、**デジタル田園都市国家構想の推進力とするため、PPP/PFIの活用を促進**させる必要がある。

図 来館者の利用できるWi-Fiの有無



骨太の方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)

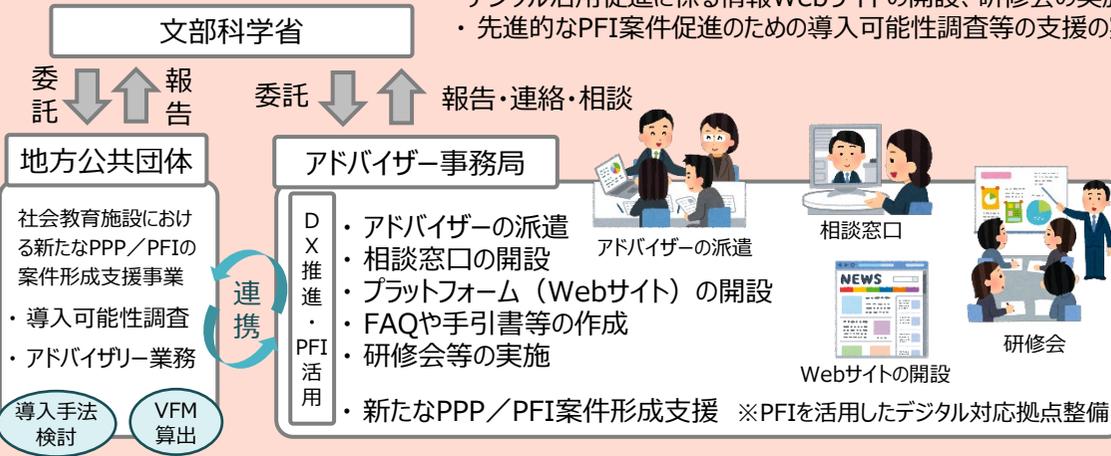
- 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。
- PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

事業内容

社会教育施設 (公民館・図書館) DX推進・PFI活用アドバイザー事業 (委託：新規) 133百万円

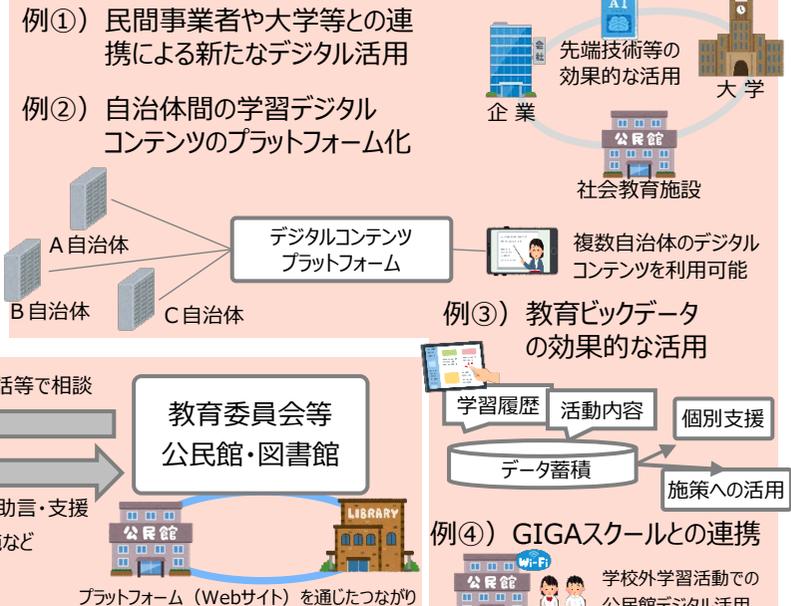
地域教育力の向上に向けて、全国の社会教育施設 (公民館・図書館) におけるデジタル環境整備の加速とその効果的な活用、施設の整備や運用におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、各地域をカバーした支援体制を構築し、教育委員会等からの相談への対応、アドバイザー (DXの専門家) 派遣、情報交換プラットフォーム (Webサイト) の開設等による伴走支援を行う。

- ＜主な業務内容＞
- ・ デジタル環境整備 (セキュリティを含む) の計画策定、調達等の相談対応
 - ・ デジタルを活用した効果的な学習事業等展開への支援に係る相談対応
 - ・ デジタル活用促進に係る情報Webサイトの開設、研修会の実施
 - ・ 先進的なPFI案件促進のための導入可能性調査等の支援の実施



社会教育施設 (公民館・図書館) DX実証事業 (委託：新規) 17百万円

社会教育の分野において、デジタルを活用した先進的なモデル事例の創出・効果検証を行い、モデル事例の普及・横展開を図る。



アウトプット (活動目標)

- ・ アドバイザー事務局を設置し、デジタル化等にかかる伴走支援の実施
- ・ PPP/PFIの導入可能性調査等の支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・ 社会教育施設のWi-Fi整備率等デジタル化の向上
- ・ デジタル活用を行う社会教育施設の増加
- ・ PPP/PFIを活用する社会教育施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 地域コミュニティの維持・強化、地域教育力の向上
- ・ デジタルデバイドの解消、デジタルリテラシーの向上
- ・ 官民連携の推進による民間の事業機会の創出、公的負担の軽減、効率的、効果的な住民サービスの提供

公民館に関する社会教育統計データ（その1）

1. 公民館運営審議会

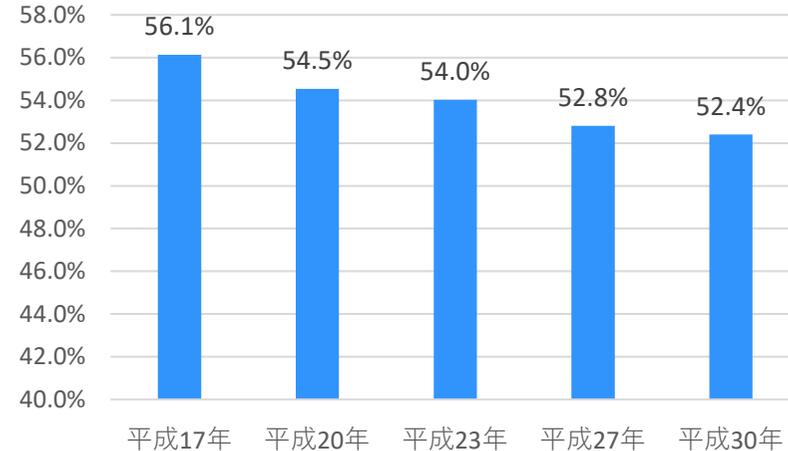
(1-1) 公民館運営審議会等の設置館数

(館)

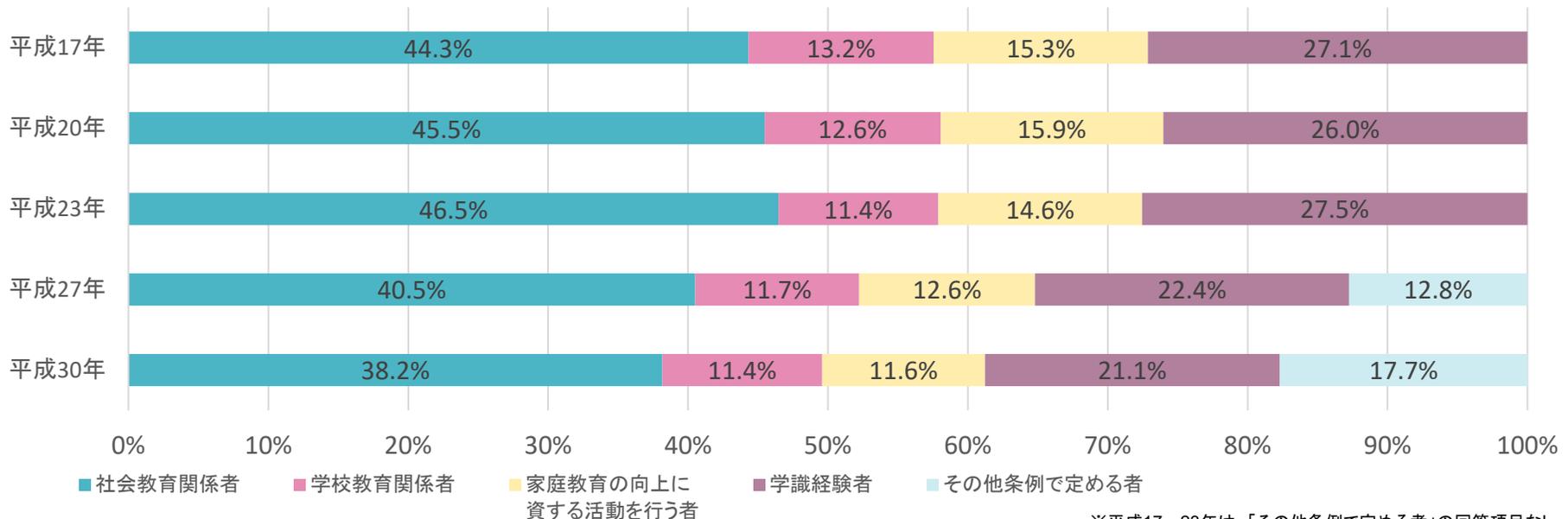
調査年	当該館に設置	連絡等にあたる公民館に設置	公民館数
平成17年	4,773	4,849	17,143
平成20年	4,526	4,170	15,943
平成23年	4,053	3,879	14,681
平成27年	3,768	3,716	14,171
平成30年	3,684	3,459	13,632

※公民館の運営に関する事項を検討するために設置される常設の審議会、委員会、協議会等の有無

(1-2) 公民館運営審議会等の設置館率



(2) 公民館運営審議会等の委員構成



※平成17～23年は、「その他条例で定める者」の回答項目なし

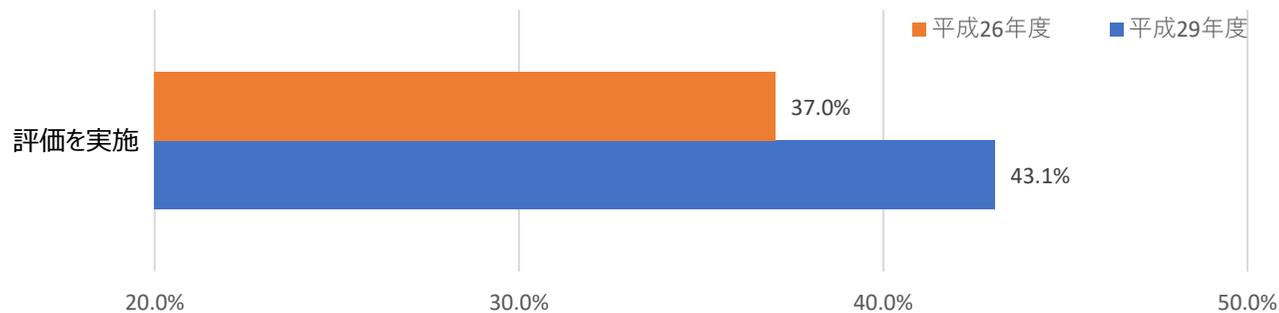
2. 運営状況に関する評価の実施状況等

(1) 運営状況に関する評価の実施館数

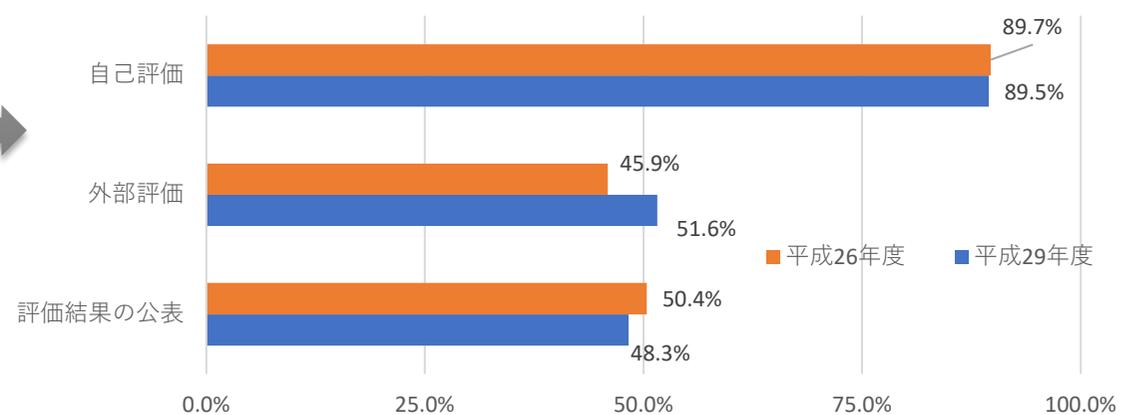
調査年度	運営状況の評価を実施				開館数
		自己評価	外部評価	評価結果の公表	
平成29年度	5,440	4,868	2,805	2,628	12,632
平成26年度	5,018	4,501	2,305	2,528	13,548

※未開館及び新設館を除く。

(2-1) 運営状況に関する評価の実施率

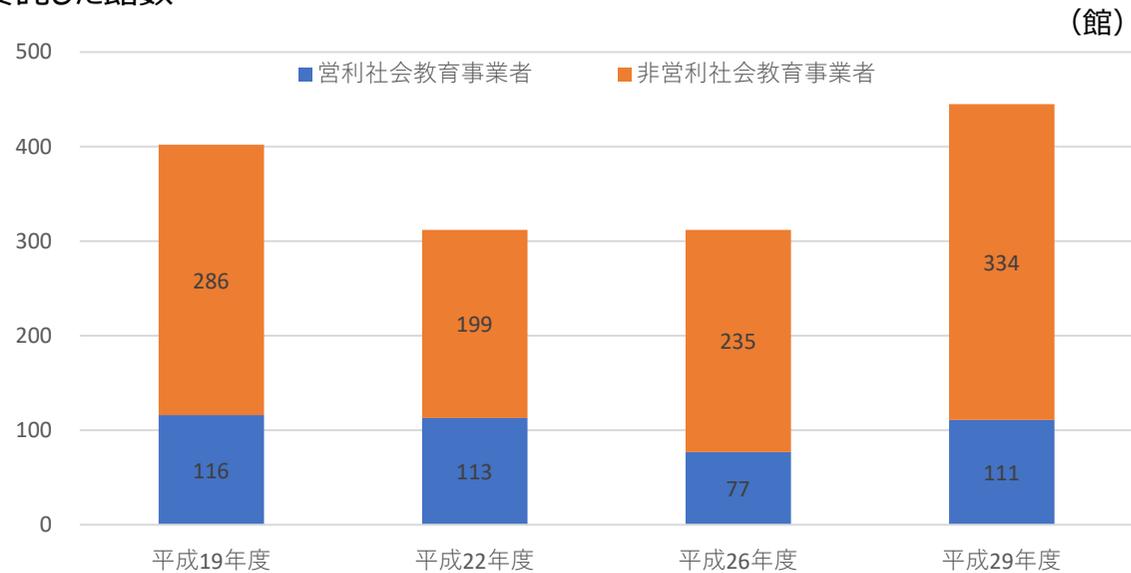


(2-2) 評価実施館の評価手法内訳と公表状況

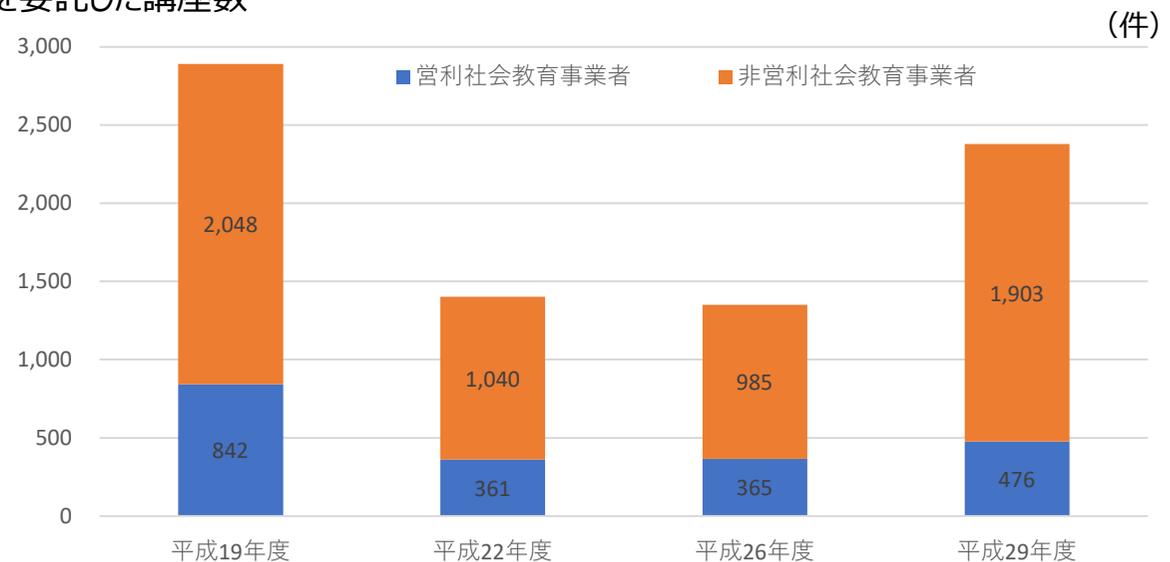


3. 民間社会教育事業者に委託した状況

(1-1) 民間社会教育事業者に学級・講座を委託した館数



(1-2) 民間社会教育事業者に学級・講座を委託した講座数



- (注) 1. このグラフは、公民館が実施した学級・講座のうち、民間社会教育事業者に委託した状況である。
 2. 「営利社会教育事業者」とは、カルチャーセンター、アスレチッククラブ、語学学校など、企業や個人等が営利を目的として社会教育事業を行う者である。
 3. 「非営利社会教育事業者」とは、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人、NPO法人等営利を目的としない社会教育事業を行う者である。

社会教育施設の集約化・複合化の事例

①複合施設としての相乗効果

東根市公益文化施設 まなびあテラス(山形県東根市)

■施設概要／図書館・美術館・市民活動支援センター

■具体的事例／

図書館と美術館でそれぞれの催事に連動したイベントを開催することで、集客力を互いに享受できるようになった。

展示会と連動した図書館での蓄音機ライブの開催



③コスト削減を含めた管理運営の工夫

三重県総合センター(三重県津市)

■施設概要／文化会館・生涯学習センター(図書館含む)・男女共同参画センター

■具体的事例／

効果的な運営とともに、省エネルギー対策として利用するエネルギー源の効率的選択により、大幅なコスト削減を行った。

三重県総合センター外観



②計画時の住民意見の採用

おおい町里山文化交流センター(福井県大飯郡おおい町)

■施設概要／公民館・図書館

■具体的事例／

市民による任意団体が利用者の立場で施設について検討、首長への提言を経て、基本設計に反映された。また施設の役割について考えるワークショップを行政と住民の共催で行った。



施設のあり方を考えるワークショップ
“みんなで考える集い”

④地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

オガールプラザ(岩手県柴波群紫波町)

■施設概要／図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設

■具体的事例／

施設整備により、エリア内で200人の雇用が生まれたとともに、エリア価値が高まったことで、さらなる民間投資を生み、最寄り駅を中心に人口が増加した。

オガールプラザ外観



⑤民間の力の活用

稲城市立 i プラザ(東京都稲城市)

■施設概要／生涯学習コミュニティ施設・図書館・児童青少年施設・ホール・市役所出張所

■具体的事例／PFI事業者独自の発想・ノウハウが発揮された事業企画や、他の既存文化センター及び地元団体との連携がなされている。



i プラザ外観
(北東メイン入り口側)

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること。
- 二（略）

過去の法解釈に関する文部科学省から自治体への事務連絡

■ 社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（依頼） （平成30年12月21付事務連絡 総合教育政策局地域学習推進課長）

（中略）法第二十三条第一項第一号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。（中略）

公民館における営利事業に関する規定・解釈について

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二（略）

過去の法解釈に関する文部科学省から自治体への事務連絡

■ 社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（依頼）（平成30年12月21付事務連絡 総合教育政策局地域学習推進課長）

法第二十三条第一項第一号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館が、法第 20 条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

社会教育法解説

■ 社会教育法解説/公民館の建設—社会教育の自由の獲得のために戦後民主主義への叫び（寺中作雄. 国土社. 1997, 111~112p.）（抄）

（中略）公民館がその行う事業によって多少の営利的目的を達することを全面的に禁止する趣旨ではない。公民館の目的を忘れて営利目的のみを専ら追求したり、特定の営利的事業をなすものと協定し公民館事業の一部をこれに委託したり特定者に特別の利益を与えるような計画を立てたりすることは、公民館の教育事業に名を借りて特定者を利することとなって、公民館の目的を没却するに至る。（中略）公民館がその直営事業として、住民のために湯屋を経営したり理髪業を行ったり小規模に飲食物を販売したりすることは必ずしも本条の違反ではないが、これらの事業を行うについて特定の商人に委託経営せしめその商人に利益を挙げさせるような経営をすることは本条に違反する。また直営事業として行う場合でもそれによっていわゆる民業を抑圧する結果をもたらさない限度に止まるべきであって、その限度を超えることは公民館の趣旨に反する。即ち湯屋や散髪業のない町村で、真にその住民の幸福上必要と認めてこれらの経営をなすときの外は、慎まねばならない。（中略）

■ 改正社会教育法解説（福田繁. 宮地茂. 全日本社会教育連合会. 1959, 148p.）（抄）

（中略）営利とは、収益をあげることそのものではなく、特定人に収益の帰属することを言うものと解されている。従って、本条で禁止されているのは財産上の利益の獲得のみを専ら追及する事業であって、公民館の事業は常に無料で行わなければならないということの意味しない。施設の使用料はもとより、公民館本来の公益事業のための手段として利益をはかることは許されるものといえよう。（中略）住民の利便を図るため公民館の展示会で即売を認めたり、館内に食堂喫茶室を設けさせたりすることは、特定個人に偏らず、或いは適正な契約による限り、別段、営利事業を援助することにはならないと解してよいであろう。（中略）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (社会教育関係抜粋)(概要)

趣 旨

教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「公立社会教育機関」という。)について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

概 要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号関係)

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。

※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項)。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第3項関係)

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

(社会教育法 第8条の2関係)

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

(社会教育法 第8条の3関係)

施行期日

公布の日(令和元年6月7日)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成31年4月25日 衆議院地方創生に関する特別委員会)(社会教育関係抜粋)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあつては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(令和元年5月30日 参議院内閣委員会)(社会教育関係抜粋)

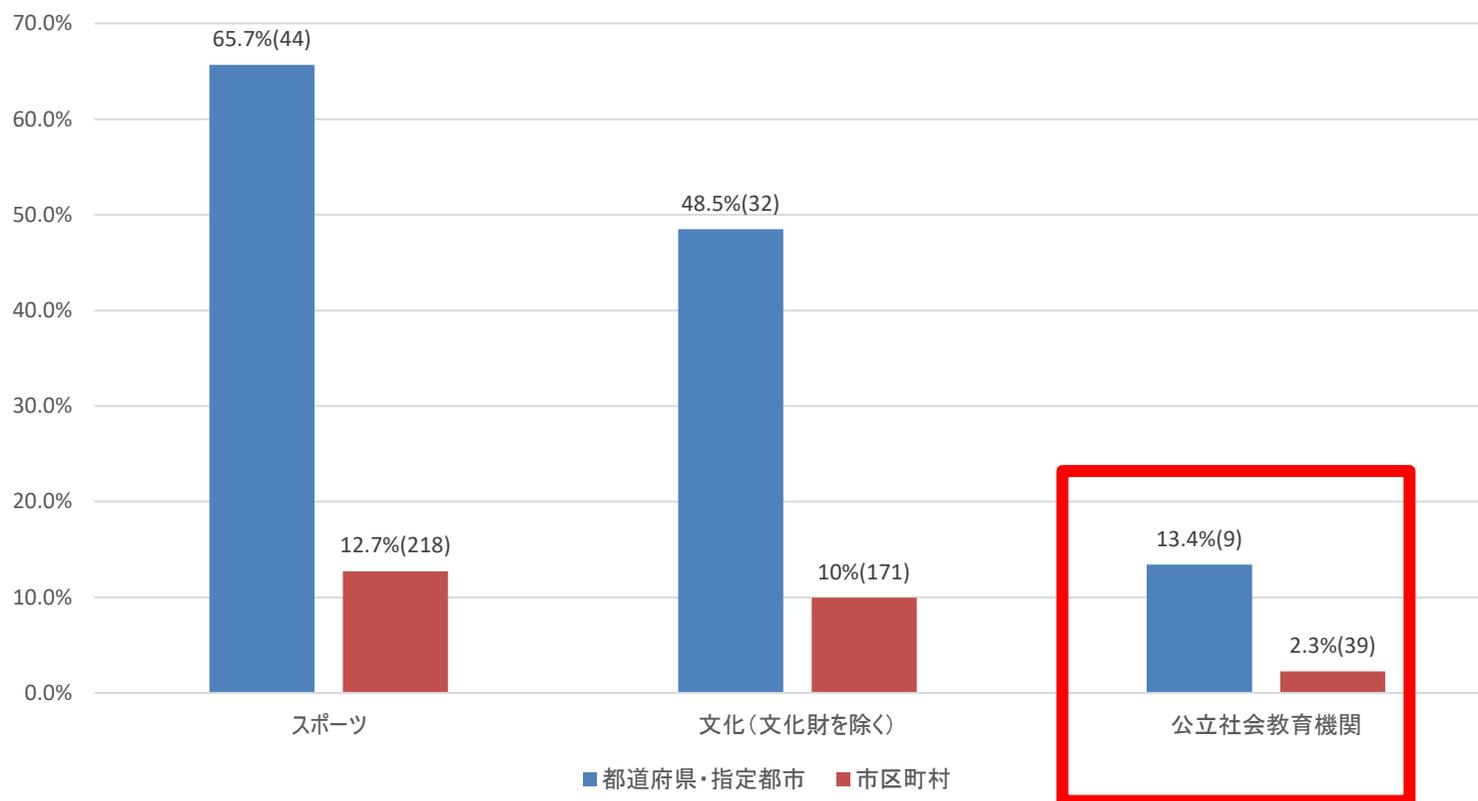
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあつては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、26
社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

教育委員会と首長との連携

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月7日施行）の成立により、公立社会教育機関に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理執行することが可能となった（地教行法第23条）。

令和2年度間において、条例により公立社会教育機関に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で9、市町村で39であり、その割合は都道府県・指定都市で13.9%、市町村で2.3%である。



出典：教育委員会の現状に関する調査（令和2年度間）

※スポーツ、文化（文化財を除く）については平成19年の法改正にて移管可能となっている。 27

社会教育調査の分析 (生涯学習センター、公民館関係)

○中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日）において、地域における生涯学習の中心機関となる「生涯学習推進センター」の設置が提言された。生涯学習センターは、上記答申を受けて、各自治体の条例等に基づき設置されている施設。

○社会教育調査においては、「地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下の(1)～(6)の事業の全部又は一部を行い、地方公共団体が条例又は要綱で設置した施設」を調査対象としている。

- (1) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- (2) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- (3) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- (4) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- (5) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- (6) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

※市（区）町村立の施設については名称に「生涯学習」を含む施設が調査対象とされている。
ただし、社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館は除かれている。

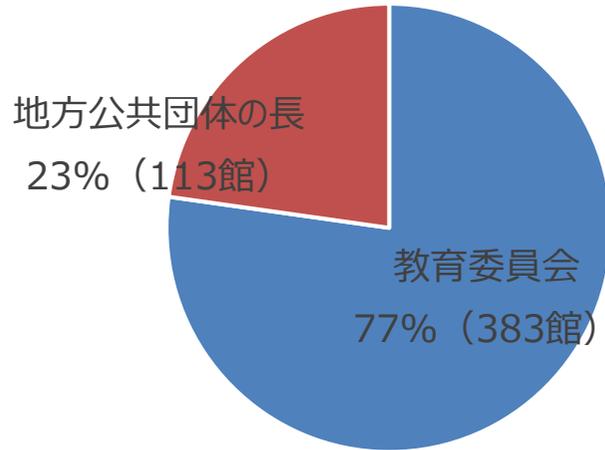
○全国で496施設（令和3年度社会教育調査中間報告より）



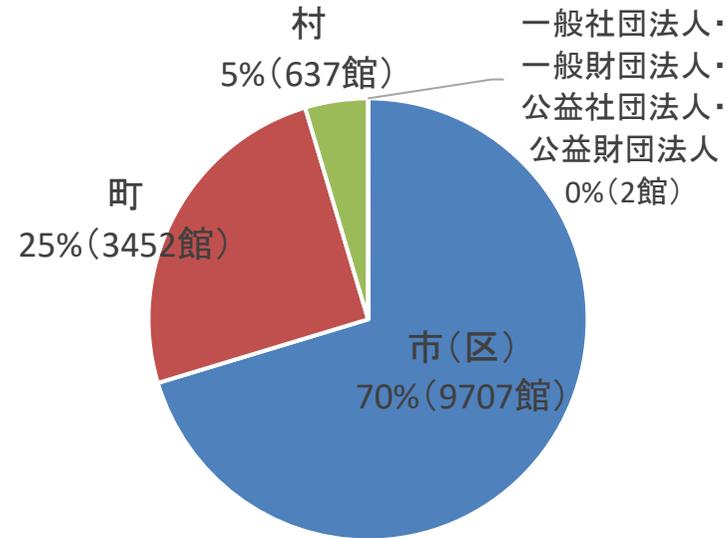
1. 基本情報

(出典) 令和3年度社会教育調査中間報告を基に事務局で作成

(1) 生涯学習センターの所管別 (n=496館)

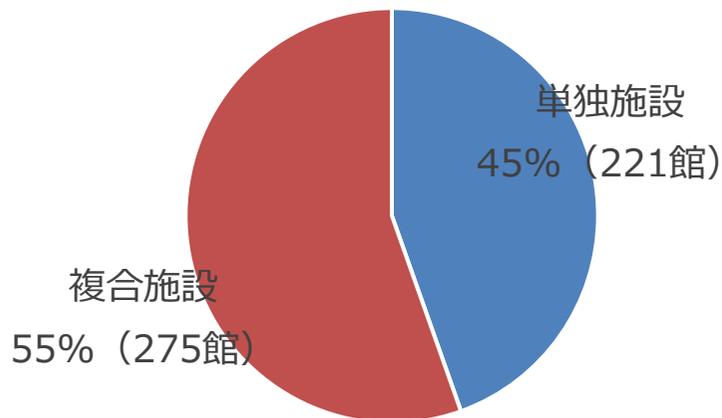


(2) 公民館の設置者別 (n=13798館)

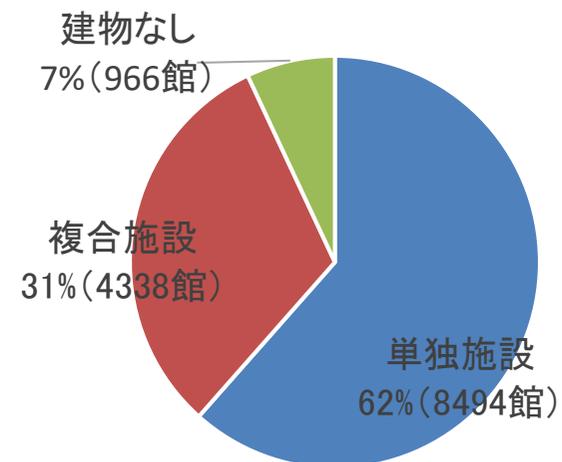


(3) 施設の単独・複合の別

【生涯学習センター】 (n=496館)



【公民館】 (n=13798館)



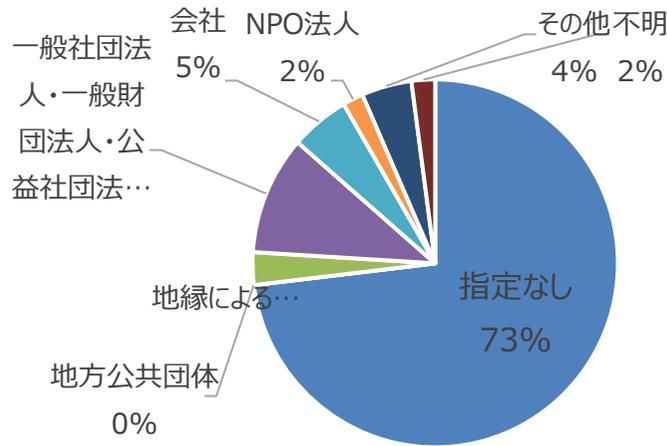


1. 基本情報

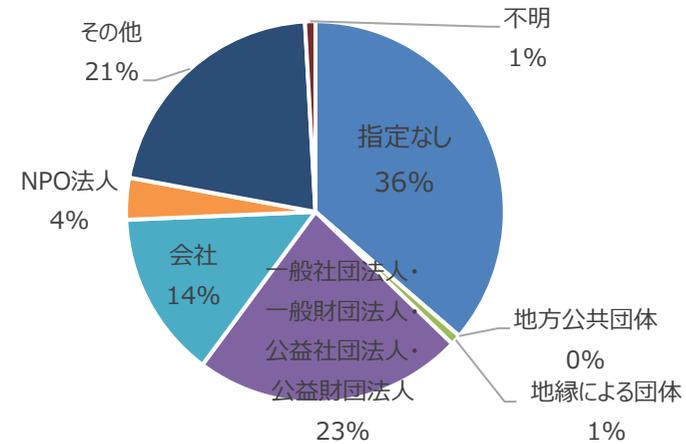
(出典) 令和3年度社会教育調査中間報告を基に事務局で作成

【生涯学習センター】

(4-1) 指定管理の相手先 (教育委員会所管)
(n=383館)

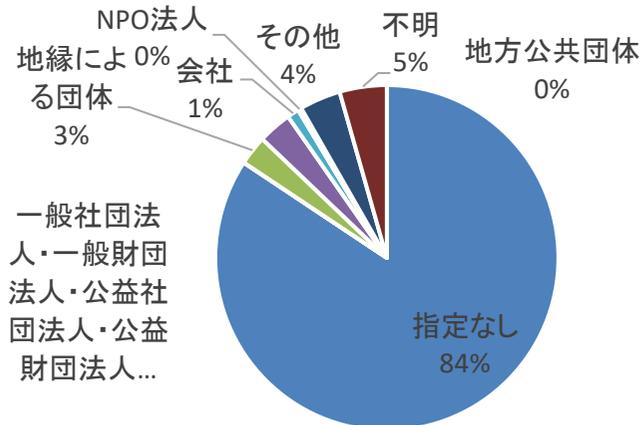


(4-2) 指定管理の相手先 (地方公共団体の長所管)
(n=113館)

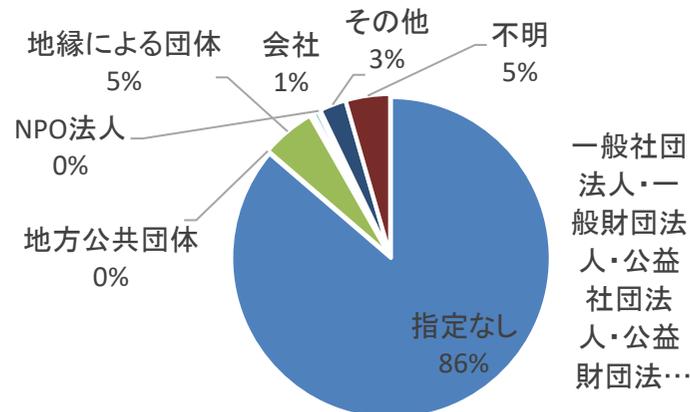


【公民館】

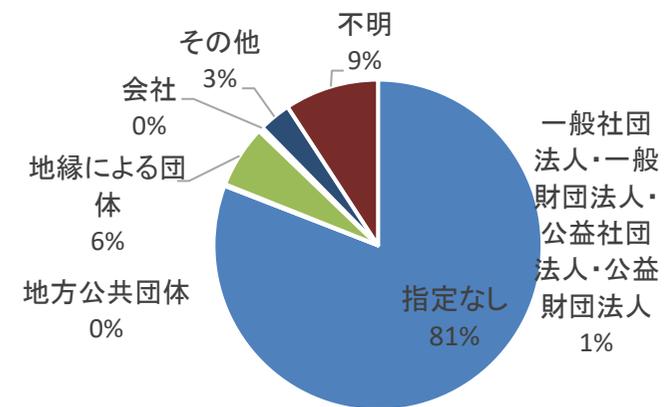
(4-3) 指定管理の相手先 (市立)
※特別区を含む (n=9707館)



(4-4) 指定管理の相手先 (町立)
(n=3452館)



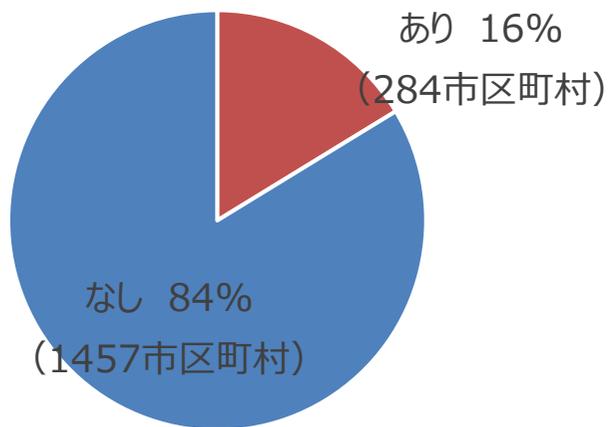
(4-5) 指定管理の相手先 (村立)
(n=637館)



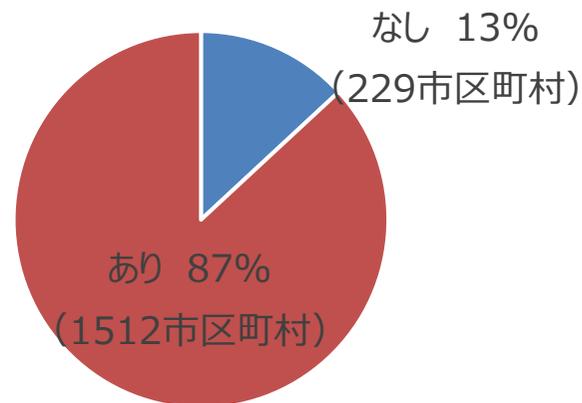
1. 基本情報

(5) 市区町村立の設置状況 (n=1741市区町村)

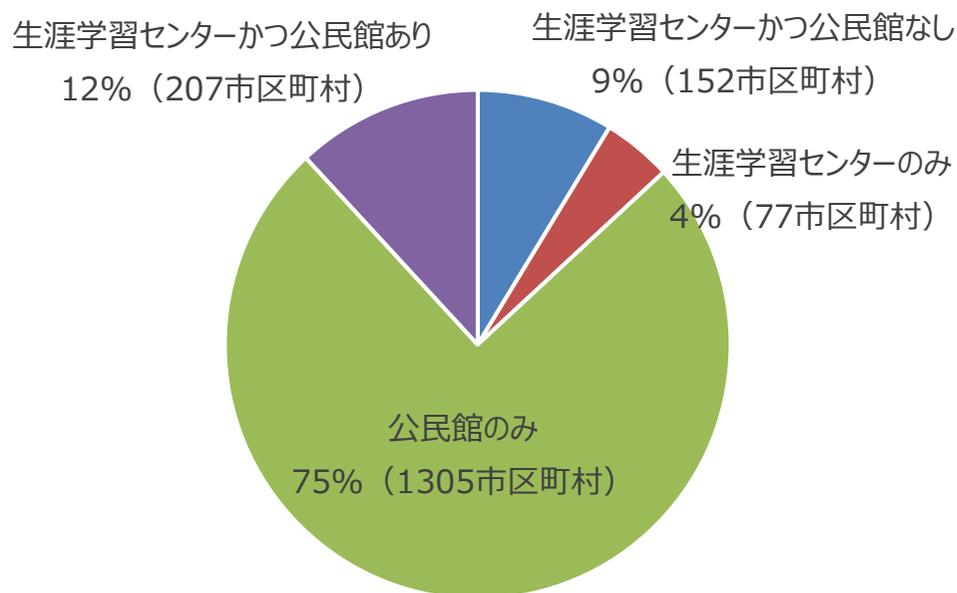
【生涯学習センター】



【公民館】

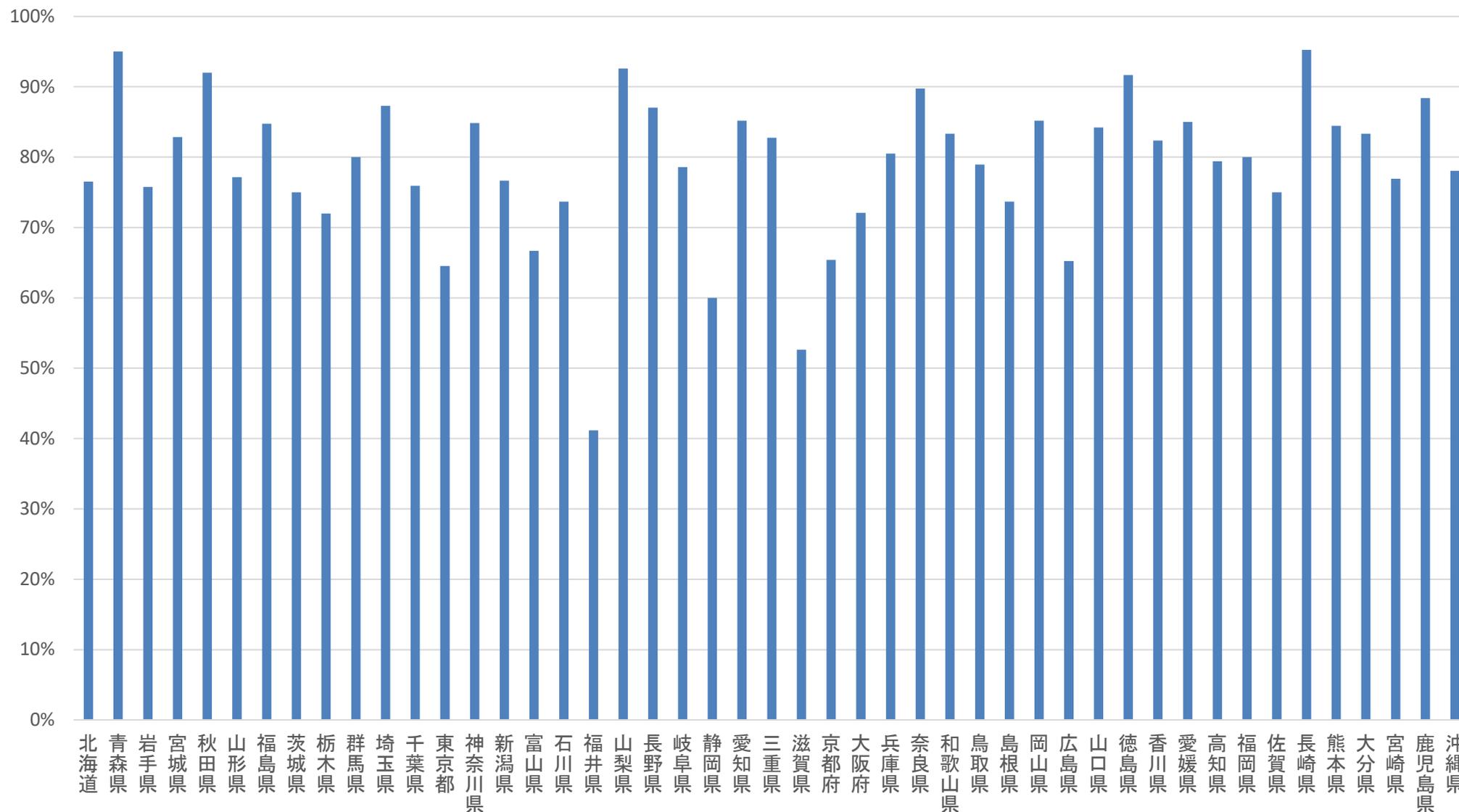


(5-1) 市町村立の生涯学習センター及び公民館の設置状況 (n=1741市区町村)



1. 基本情報

(5-2) 都道府県別・生涯学習センターまたは公民館が存在する市区町村数の割合

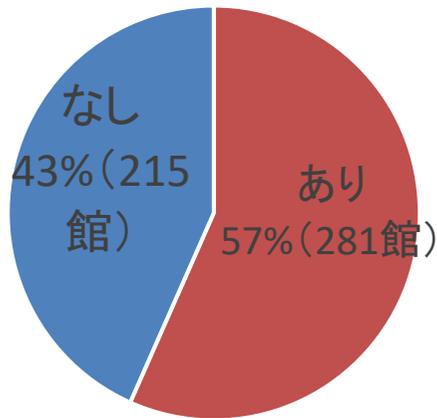


1. 基本情報

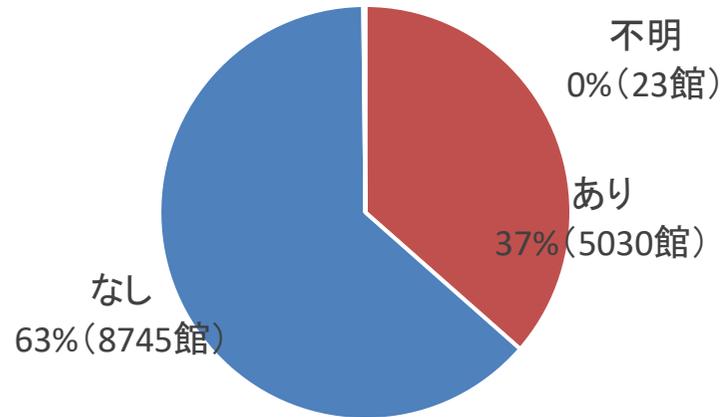
(6) 運営状況に関する評価の実施状況（令和2年度間）

(6-1) 自己評価

【生涯学習センター】（n = 496館）

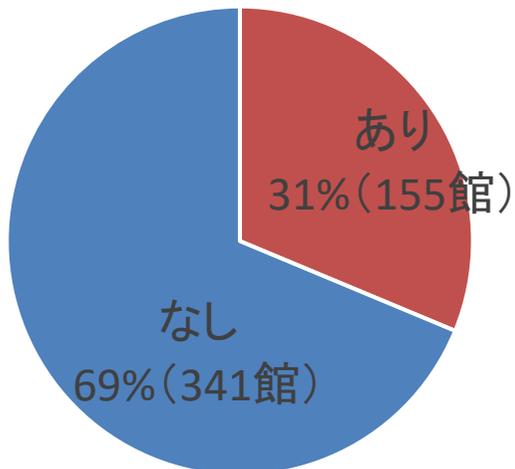


【公民館】（n = 13798館）

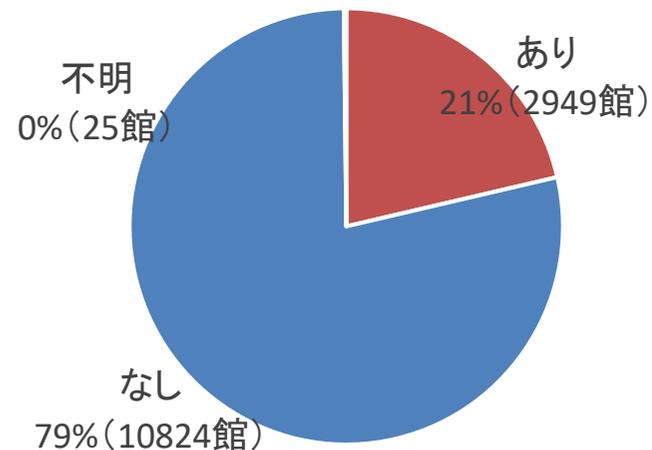


(6-2) 外部評価

【生涯学習センター】（n = 496館）



【公民館】（n = 13798館）

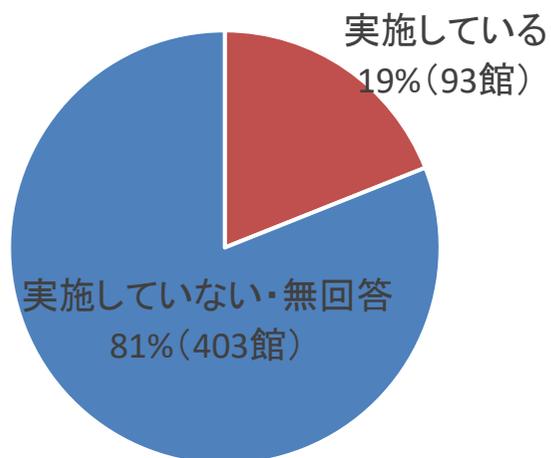


2. 事業内容

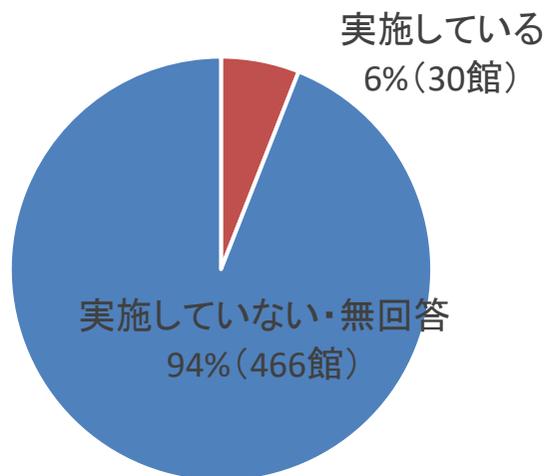
(7) 実施されている事業内容（令和2年度間）

【生涯学習センター】（n=496館）

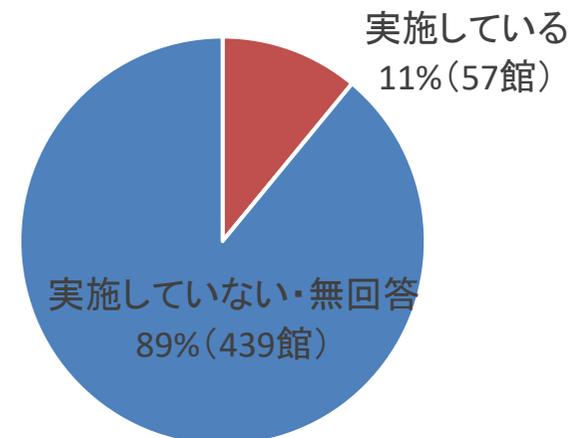
(7-1) 学習相談



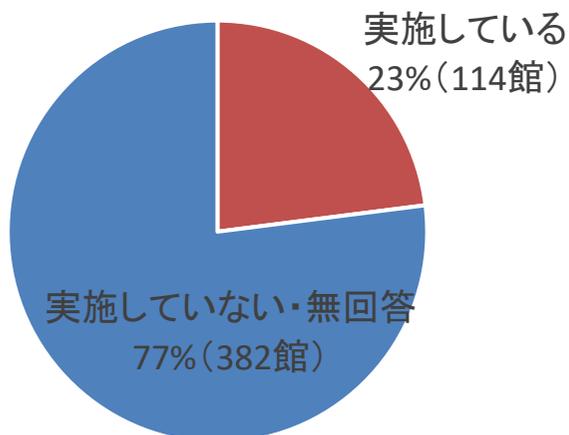
(7-2) 調査研究事業



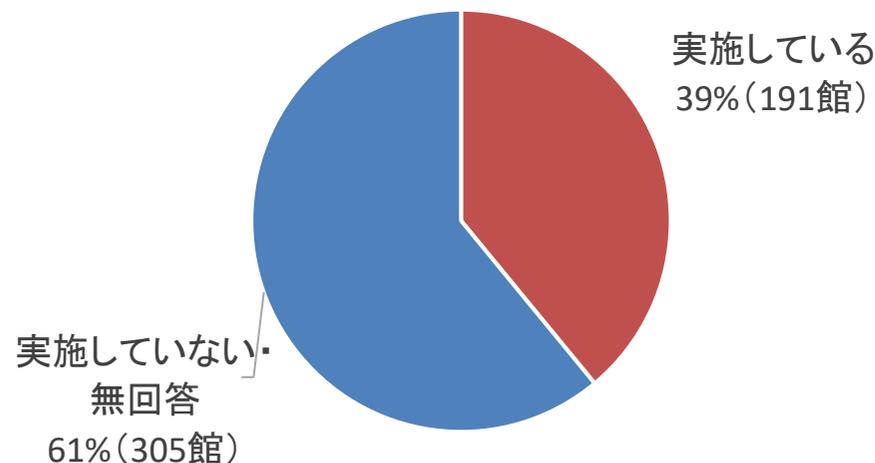
(7-3) 指導者研修



(7-4) 学習成果評価



(7-5) 諸集会主催実施



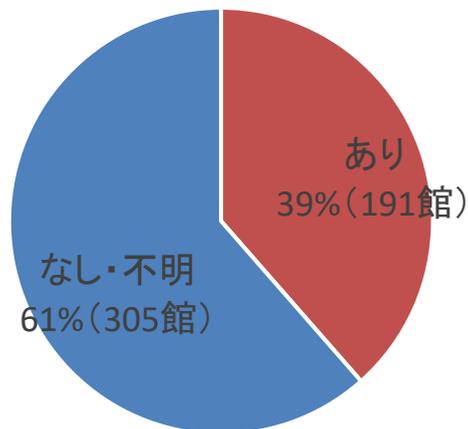
2. 事業内容

(8) 諸集会、学級・講座：主催・共催の実施状況（令和2年度間）

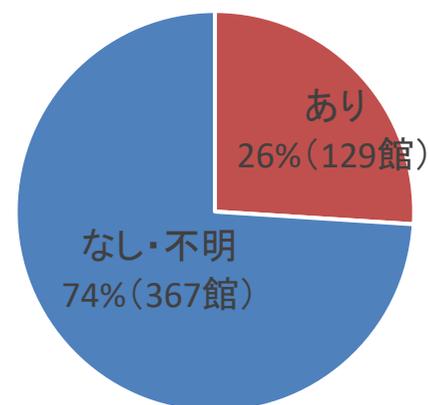
- * **諸集会**：希望者がその都度任意に参加する学習形態で行われた集会（例：講演会、見学会、実習会、運動会、音楽会、映画会等）
- * **学級・講座**：一定期間にわたって組織的、継続的に実施したもの

【生涯学習センター】（n = 496館）

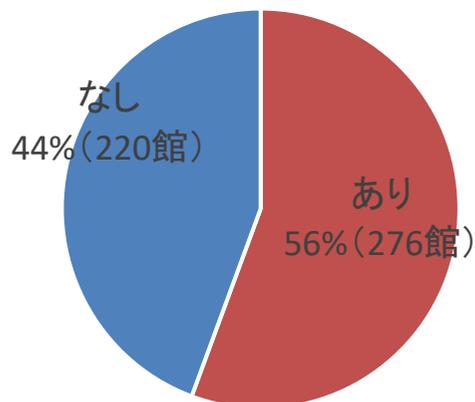
(8-1) 諸集会：主催の実施状況



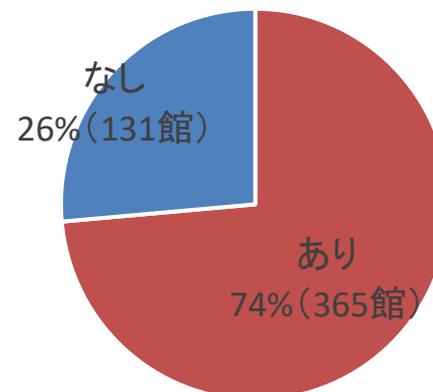
(8-2) 諸集会：共催の実施状況



(8-3) 学級・講座：主催の実施状況



(8-4) 学級・講座：共催の実施状況



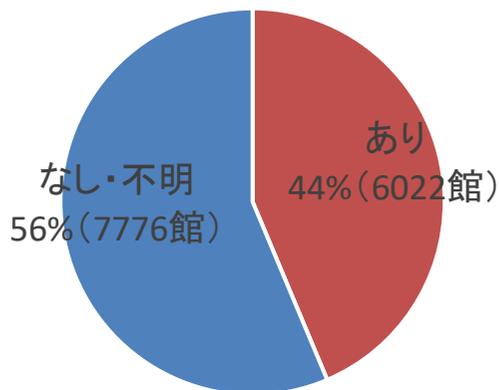
2. 事業内容

(8) 諸集会、学級・講座：主催・共催の実施状況（令和2年度間）

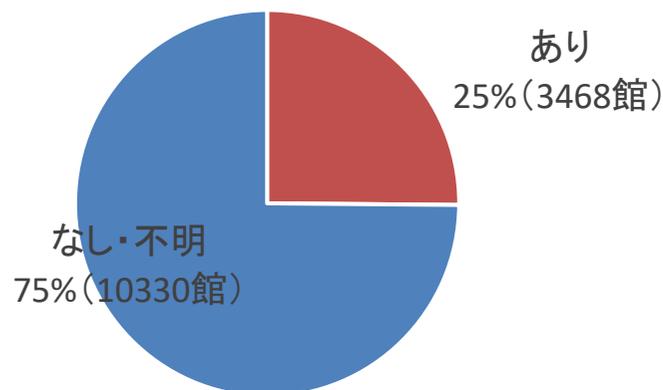
- * **諸集会**：希望者がその都度任意に参加する学習形態で行われた集会（例：講演会、見学会、実習会、運動会、音楽会、映画会等）
- * **学級・講座**：一定期間にわたって組織的、継続的に実施したもの

【公民館】（n = 13798館）

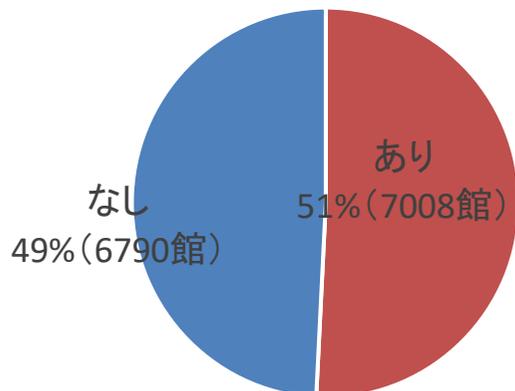
(8-1) 諸集会：主催の実施状況



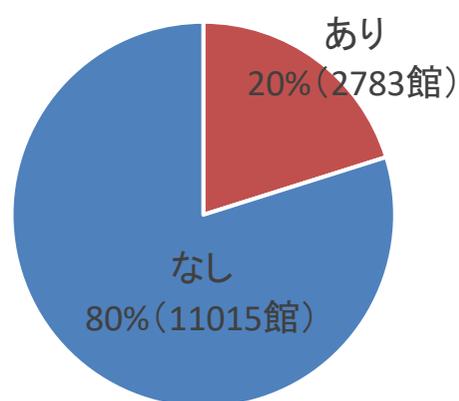
(8-2) 諸集会：共催の実施状況



(8-3) 学級・講座：主催の実施状況



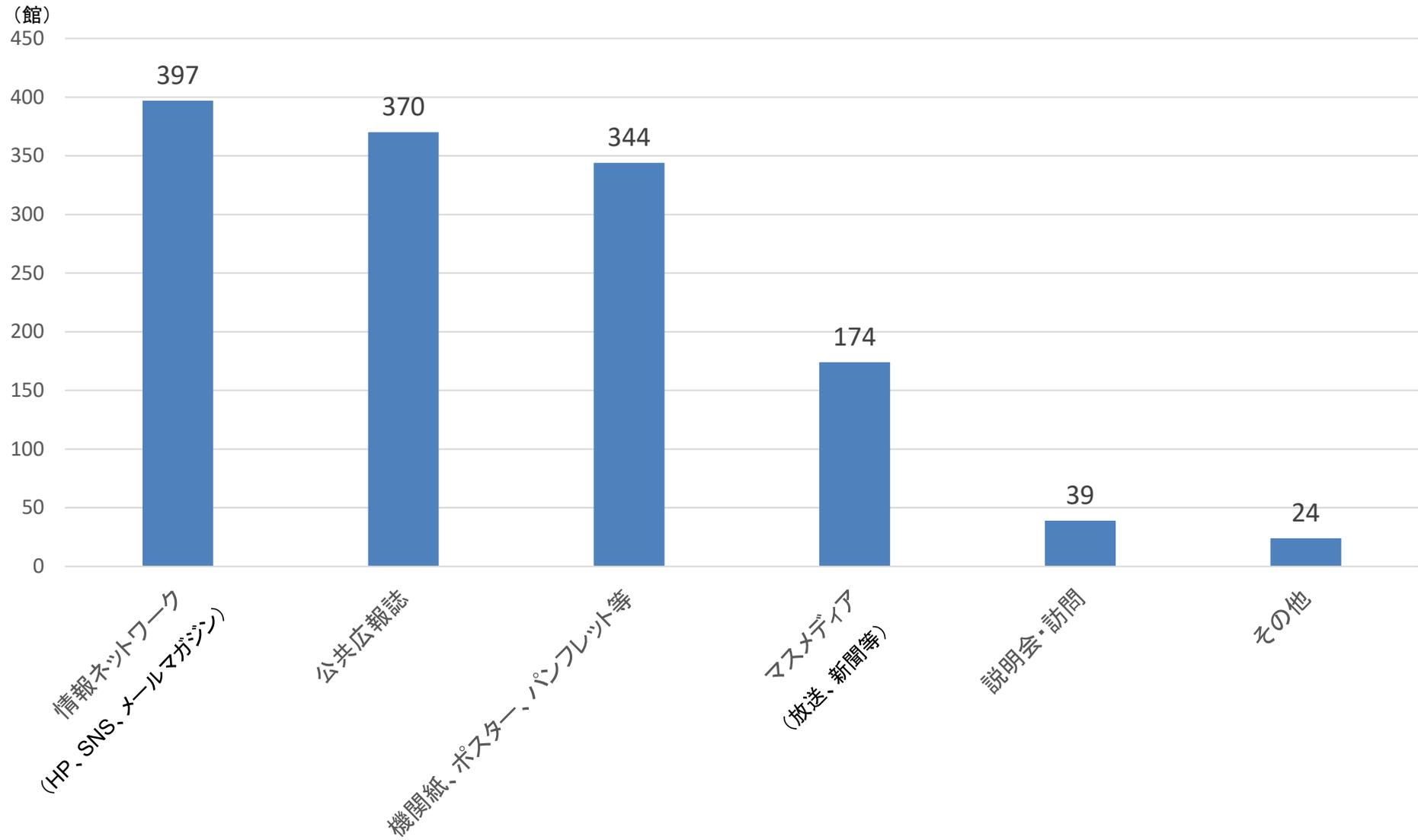
(8-4) 学級・講座：共催の実施状況



2. 事業内容

(9) 情報提供の実施状況・方法（令和2年度間）（複数回答可）

【生涯学習センター】（n=496館）



2. 事業内容

(9) 情報提供の実施状況・方法（令和2年度間）（複数回答可）

【公民館】（n = 13798館）

